

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成28年3月9日

住所 北海道札幌市清田区清田一条一丁目7番23号
氏名 北海紙管株式会社
代表取締役 長谷川 裕一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

秋田市長 穂積



許可の年月日	平成28年3月9日	許可番号	秋田市産施 第68号
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）	施設の種別 政令第7条第7号 廃プラスチック類の破碎施設 処理する産業廃棄物の種類 廃プラスチック類		
設置場所	秋田県秋田市土崎港穀保町130番地1		
処理能力	9.6t/日（1.2t/時）稼働時間8時間/日		
許可の条件			
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有・無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		